

令和4年第2回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会  
(令和4年2月25日)

召集年月日 令和4年2月25日（金）

召集の場所 里山文化交流センター

開会 令和4年2月25日 午後3時01分

閉会 令和4年2月25日 午後3時55分

出席委員（10名）

1番 松井厚雄（職務代理） 2番 渡邊典子 3番 松尾 豊  
4番 桑田一広 5番 塩野鐘吉 8番 古池洋子  
10番 早川和夫（会長） 11番 谷口浅雄 13番 瀧下光生  
14番 田中久博

欠席委員（3名）

6番 菅原節夫 9番 岩崎誠一 12番 細川正博

出席事務局

局長 奥 治房 書記 藤原昭洋、谷口有利子

提出議案

議案第6号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移  
転許可申請審議について  
議案第7号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移  
転許可申請審議について  
議案第8号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移  
転許可申請審議について  
議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に  
よる農地利用集積計画審議について  
議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第  
3項の規定による農用地利用配分計画について  
議案第11号 令和3年度おおい町農業委員会だよりの掲載記事  
決定について

局長 皆さんご苦労様です。  
ただ今から、令和4年第2回おおい町農業委員会を開催いたします。  
本日の日程についてご案内をさせていただきます前に  
6番 菅原委員、9番 岩崎委員、12番 細川委員の3名より欠席の連絡を受けております。  
本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております6議案を予定しております。  
それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。  
会長、よろしく願いいたします。

会長 本日は、令和4年第2回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。  
それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開会]  
議長

それではただ今から議事に入ります。  
本日の出席委員は、10名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせて頂きます。

[日程 1]

議長 日程1 会議録署名委員の指名についてであります、恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは 5番 塩野委員さんと13番 瀧下委員さんを指名いたします。

[日程 2・日程 3]

議長 日程2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について と 日程3 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権

移転許可申請審議について を議題といたします。2つの案件は農地が隣接しておりますことから一緒に説明をし、審議はそれぞれで行います。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局 長

はい、議長

議案第6号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、議案第7号は、同じく〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請であります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記

はい、議長

(議案第6号、7号資料説明)

議案第6号の〇〇〇〇〇〇〇番地と議案第7号の〇〇〇〇〇〇〇番地は隣接しており、ともに面積が小さくそれぞれ単独での営農が難しいため、譲受人の〇〇氏の所有する農地の隣にあることから、今後は〇〇氏が、自身が所有する農地と合わせて一体的に管理していきたいとのことで今回の申請をされました。

また、議案第7号の〇〇〇〇〇〇〇〇番地につきましては、これまで譲渡人の〇〇氏が親戚の〇〇氏に営農を委託していた経緯もあり、今回の申請をされました。

許可基準は資料3ページ及び5ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

桑田委員

はい、議長。

こちらは22日に菅原委員と現地を確認いたしました。

事務局説明のとおり、〇〇〇〇〇〇〇と〇〇は〇〇氏が一体的に管理することができるものと確認いたしました。また、〇〇〇〇〇〇〇〇〇につきましては、現在も田として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、議案第6号及び第7号について何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員           ○○○○○○○○と○○は田なのか。田だとしたら畦はどうなっているのか。

谷口書記           畑です。隣接している○○氏の畑にみかんが植わっており、所有権移転後にはみかんを一体的に植えるとのことです。

塩野委員           畑になっているということは農地変換届をしているのか。

局     長           届出はありません。田を畑にすることは農地ということに変更はないので問題はありません。数年前、農地変換届という制度を制定したのは工事で発生した土を田に入れることが頻発したためです。そのような場合には届出を行ってもらっています。

議     長           ほかにご意見、ご質問がないようですが、まず、議案第6号についてご異議はございませんか。

(異議なし)

議     長           ご異議がないようでございますので、日程2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

議     長           続きまして、議案第7号についてご異議はございませんか。

(異議なし)

議     長           ご異議がないようでございますので、日程3 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 4]

議長 日程4 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。

議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長  
議案第8号は、〇〇の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請であります。詳細は書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長  
(議案第8号資料説明)  
許可基準は資料10ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

桑田委員 はい、議長。  
こちら22日に菅原委員と現地を確認いたしました。  
申請地は現在も畑として管理されており、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。  
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松尾委員 この土地は畑として耕作するのか。

谷口書記 現在、びわが植わっており、〇〇氏がそのままびわを作られるそうです。

議長 ほかにご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、日程4 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程5・日程6]

議長 日程5 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について を議題とします。

この案件は、日程6 議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画について と併せておおい町長から同意及び意見を求められたものでありまして、2議案を一括審議いたします。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長 はい、議長

議案第9号のうち、14筆は個人間の利用権設定、188筆は所有者と農地中間管理機構の間で利用権を設定するものであります。

議案第10号は、農地中間管理機構から受け手となる各農業者に貸し付けるにあたり、農地の配分計画について意見を求められているものであります。

詳細は、事務局書記に説明させます。

谷口書記 はい、議長

(議案朗読)

今回の設定のうち、個人間の14筆は、令和4年3月1日から令和7年12月31日までの4年間の設定が1件、令和8年12月31日までの5年間の設定が10件、令和18年12月31日までの15年間の設定が3件でございます。

福井県農地中間管理機構が借り受ける筆については令和4年3月31日から令和14年3月31日までの10年間の設定となっております。

また、中間管理機構が借り受ける全ての筆について設定状況が新規となっておりますが、これは借受人が中間管理機

構になるため、設定上は「新規」となりますが、中にはこれまで機構を通さず個人間で利用権設定を行っていた筆もございます。そのため、実質は「再設定」となるものも含まれております。

議長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

桑田委員 　　はい、議長。  
　　本案につきましても22日に菅原委員と事務局から説明を受け、いずれの農地も利用権が設定されることに問題ない農地であると判断いたしました。

議長 　　ご報告ありがとうございました。  
　　それでは、議案第9号、第10号につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

古池委員 　　〇〇地区の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が借り受ける農地について、以前農地変換届が出ていなかったか。

局長 　　農地変換届の後、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が借り受けたいと申出があり、任せることとなったようです。

早川委員 　　〇〇〇〇〇〇は法人だが農地の借受は可能なのか。

藤原書記 　　〇〇〇〇〇〇の会社の定款に農業経営を行う旨を加え、農業用機械も〇〇〇〇氏の家族から買い取って取得されています。中間管理機構に対し借受人となる申請も行いましたので、農地を借り受けることについては問題ありません。所有するためには農地所有適格法人にならないければなりません。これには売上の過半が農業によるものなどの条件が合わず、適合していません。認定農業者になるには条件がありますが、〇〇〇〇〇〇の意向は不明です。

古池委員 　　〇〇〇〇〇〇の経営面積はどのくらいになるのか。

局長 　　約15ヘクタールです。認定農業者になるには5年後に約20ヘクタールくらいの営農を行っていることが目安に

なっています。

議長　ほかにご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長　ご異議がないようでございますので、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については町へ同意することとし、議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画については、特段の意見なしと町へ回答することといたします。

#### [日程 7]

議長　日程7 議案第11号 令和3年度おおい町農業委員会だよりの掲載記事決定について を議題といたします。  
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

局長　はい、議長  
このおおい町農業委員会だよりは例年3月に農業委員会から発行している冊子でございます。今年度も来月中に発行し、区長文書で全戸配布する予定です。  
昨年7月の農政、農振、改良専門委員会において掲載内容を決定し、この農業委員会前に開催した、さきほどの専門委員会にて原稿を最終確認したものでございます。  
専門委員会にて審議されました掲載記事の内容等は書記に説明させます。

谷口書記　はい、議長。  
それでは、お手元の資料をご覧ください。  
参考に昨年発行の農業委員会だよりを配布させていただいておりましたが、今年度発行分は専門委員会で意見があり、全ページカラーとさせていただきました。ページ数は昨年と変わらず表紙と裏表紙合わせて8ページでございます。  
内容につきましては、1ページの表紙は4、5ページ掲載のおおい町の果物づくりに関する写真になっております。  
次に、2ページ、3ページについては昨年度のおおい町農業委員会だよりに掲載した分と同じ内容で、転用等に関

する記事及び空き家に付属した農地の取得に関する記事となっています。

次の4ページと5ページには、町内の果物づくりに関する記事とサル追い払い活動支援の町の補助金についての記事を掲載しています。さきほどの委員会において5ページのサル追い払い活動支援の記事に令和3年度の申請地区数の実績を入れるという意見がありましたので、朱書きさせていただきましたとおりの実績を掲載いたします。

6ページについては、道の駅で人気の出荷者に関する記事を掲載させていただきました。さきほどの委員会において農業者の写真だけでなく、空いている部分に作っている野菜の写真も載せてはどうかという意見がありましたので、ご本人に了解が取れましたら掲載させていただくこととします。

7ページにつきましては、農地パトロールに関する記事を掲載いたしました。

8ページの裏表紙について、農業者年金と令和3年の活動報告、全国農業新聞について、編集後記となっております。

以上が掲載内容として専門委員会にて審議された内容でございます。また、今年の7ページに掲載しておりました委員紹介ページは現在の委員の任期が残り少ないことから、今年に限り掲載を見送らせていただいております。

議 長 　　ただ今、事務局からの説明がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

塩野委員 　　サル追い払い活動支援補助金については、対象はサルのみなのか。

局 長 　　サルの追い払い活動を令和3年度から5年度を特に力を入れることとしています。他の獣は対象外です。

古池委員 　　活動の成果はどのようにして測るのか。

局 長 　　活動は2年間継続していただきます。継続することでその先も活動を続けてもらうことを目的としています。何を成果目標とするかは難しいところですが、追い払い活動を継続してもらうことにあると考えます。

塩野委員           サルを殺すのか。専門家はいるのか。

局     長           サルを殺す専門家はいません。サルを殺すことをいやがる  
   猟師さんが多いので、専門のチームを作ることも難しい  
   と考えています。

古池委員           地区単位で追い払いを行っても隣の地区にサルが逃げる  
   だけである。町全体で追い払いに取り組むことが必要である。

議     長           ほかにご意見、ご質問がないようですが、ご異議はござ  
   いませんか。

(意義なし)

議     長           ご異議がないようでございますので、議案第11号 令  
   和3年度おおい町農業委員会だよりの掲載記事決定につい  
   ては、事務局説明のとおり専門委員会で審議された内容の  
   とおり決定することといたします。

議     長           それでは、これを持ちまして上程いたしました全ての日  
   程を終了し、令和4年第2回の委員会を終了いたします。  
   慎重審議ありがとうございました。